

海津市告示第97号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、平成23年9月9日に海津市議会第3回定例会を海津市議場に招集する。

平成23年8月19日

海津市長 松 永 清 彦

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（１８名）

１番	伊 藤 秋 弘 君	２番	山 田 武 君
３番	赤 尾 俊 春 君	４番	浅 井 まゆみ 君
５番	六 鹿 正 規 君	６番	藤 田 敏 彦 君
７番	山 田 勝 君	８番	堀 田 みつ子 君
９番	川 瀬 厚 美 君	１０番	森 昇 君
１１番	服 部 寿 君	１２番	水 谷 武 博 君
１３番	飯 田 洋 君	１４番	渡 辺 光 明 君
１５番	星 野 勇 生 君	１６番	永 田 武 秀 君
１７番	西 脇 幸 雄 君	１８番	松 岡 光 義 君

不応招議員（なし）

平成23年海津市議会第3回定例会

◎議事日程（第1号）

平成23年9月9日（金曜日）午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第8号 平成22年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について
- 日程第4 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第6 議案第50号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第51号 海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第52号 海津市はばたき設置条例について
- 日程第9 議案第53号 海津市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約について
- 日程第11 認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算の認定について
- 日程第12 認定第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定について
- 日程第13 認定第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定について
- 日程第14 認定第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定について
- 日程第15 認定第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 認定第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第17 認定第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第18 認定第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第19 認定第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第20 認定第10号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定について
- 日程第21 認定第11号 平成22年度海津市羽沢財産区会計決算の認定について
- 日程第22 認定第12号 平成22年度海津市水道事業会計決算の認定について
- 日程第23 認定第13号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定について
- 日程第24 認定第14号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定について

日程第25 認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定について
日程第26 請願第2号について

◎出席議員（18名）

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	赤尾俊春君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	川瀬厚美君	10番	森昇君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	14番	渡辺光明君
15番	星野勇生君	16番	永田武秀君
17番	西脇幸雄君	18番	松岡光義君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	後藤昌司君
教育長	横井信雄君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福田政春君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	青木彰君	総務部財政課長	服部尚美君
企画部長	伊藤恵二君	会計管理者	伊藤久義君
産業経済部長	大倉明男君	建設部長	丹羽功君
水道環境部長	高木武夫君	市民福祉部長	木村元康君
市民福祉部次長 兼福祉総務課長	平野敏君	消防長	吉田一幸君

教育委員会 事務局 会長	三木孝典君	監査委員 局長	菱田義博君
農事 農業委員会 事務局 会長	水谷明寛君	代表監査委員	柴田清文君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局 局長	大橋茂一	議会事務局課長 補佐兼総務係長	岡田法子
議会事務局 議事係 長	中野浩二		

◎開会宣告

○議長（松岡光義君） 定刻でございます。ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、平成23年海津市議会第3回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（松岡光義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 浅井まゆみ君、5番 六鹿正規君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（松岡光義君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から9月28日までの20日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から9月28日までの20日間とすることに決定しました。

◎報告第8号 平成22年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出についてから認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についてまで

○議長（松岡光義君） 日程第3、報告第8号から日程第25、認定第15号までの23議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成23年第3回海津市議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件2件について、順次その内容を御説明申し上げます。

報告第8号の平成22年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出について、地方自治法第241条第5項の規定により御報告いたします。

基金総額は10億4,239万9円で、内訳は、土地10万5,907.08平方メートル（7億8,816万4,529円）、現金2億5,422万5,480円で、22年度中に土地1,793.60平方メートル（1,464万6,679円）を一般会計で買い戻し、分合筆により土地53.63平方メートル増、基金利息37万4,030円繰り入れをしました。

詳細につきましては、基金運用状況に関する書類を別冊2、監査委員の審査意見書を別冊4により提出しております。

次に、報告第9号の専決処分の承認を求めることにつきましては、平成23年3月11日に発生しました東日本大震災の被災地である東松島市に対し、東日本大震災災害支援寄附を行いました。これに要する予算措置につきましては、急を要することから、平成23年度海津市一般会計補正予算（第3号）を平成23年7月11日付で専決処分に付したものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出にそれぞれ100万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ154億331万6,000円とするものであります。

歳出につきましては、教育費の教育総務費、事務局費で東日本大震災災害支援給付金100万円を追加いたしまして、その補正財源を前年度繰越金で充てるものであり、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件2件について、順次その概要を御説明申し上げます。

初めに、別冊1、議案第49号の平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億8,949万5,000円を追加し、補正後の予算を歳入歳出それぞれ155億9,281万1,000円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の総務管理費、財産管理費で海西保育園駐車場等用地購入費2,190万円、統合庁舎建設に伴う電波障害事前調査委託料99万8,000円を追加し、選挙費で、無投票により県議会議員選挙事務費等1,082万3,000円を減額いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、社会福祉総務費で老人保健医療費過年度返還金9万2,000円、地域支え合い体制づくり事業費455万6,000円、前年度事業費の精算に伴います償還金を障害福祉費で1,157万8,000円、福祉医療費で76万7,000円、児童福祉費の母子福祉費で73万円を追加いたしました。

次に、労働費の労働諸費、働く女性の家管理費で、下駄箱、階段アクリル板修繕料27万円を追加しました。

次に、農林水産業費の農業費、農村環境改善センター管理費で、日日雇用職員の退職に伴い、賃金からシルバー人材センター委託料への予算組み替えにより1,000円を減額し、燃料タンク通気配管修繕料55万円を追加いたしました。

次に、消防費の消防費、常備消防費で救急車搭載用ストレッチャー購入費35万円、非常備消防費で、東日本大震災に伴う消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の改正により、共済費で消防団員等公務災害補償基金負担金919万円、消防施設費で救急車搭載用ストレッチャーの修繕料6万5,000円、水防費で、消防団員と同じく水防団員の共済費で、消防団員等公務災害補償基金負担金472万円を追加いたしました。

次に、教育費の小学校費、学校管理費で戸棚ガラス飛散防止対策工事費等277万5,000円、教育振興費で、千代保稲荷神社宮司、森健氏からの寄附金を財源にいたし、図書購入費409万4,000円、中学校費、学校管理費で戸棚ガラス飛散防止対策工事費等331万円、中学校統合整備事業で空調設備改修工事実施設計委託料183万8,000円、屋内運動場渡り廊下整備工事費2,000万円、教育振興費で、同じく寄附金によりまして図書購入費190万6,000円、社会教育費、公民館費で、トイレ改修工事費20万円、文化会館費で重油配管修繕料53万円、保健体育費、体育施設費で体育施設修繕料180万円、南濃体育館屋根軒樋改修工事費620万円、バレー用ネット・トレーニングマシン購入費190万円を追加いたしました。

次に、諸支出金の基金費、災害対策基金費で、災害対策基金積立金1億円を追加し、積み増しをいたします。

歳入につきましては、県支出金で地域支え合い体制づくり事業補助金455万6,000円を追加し、県議会議員選挙費交付金1,082万3,000円を減額し、寄附金で、学校図書等の指定寄附金として千代保稲荷神社宮司、森健氏より教育費寄附金1,000万円を追加し、繰入金で財政調整基金繰入金4億円を減額し、繰越金で今回の補正の一般財源とし、前年度繰越金5億8,576万2,000円を追加いたしました。

次に、議案第50号の平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、保険事業勘定の歳入歳出にそれぞれ4,097万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ27億1,494万4,000円とするものであります。

補正予算内容につきましては、諸支出金で、前年度事業精算により国県への償還金4,097万6,000円を計上いたしました。財源につきましては、繰越金で、前年度繰越金4,097万6,000円を充てるものであります。

続きまして、条例案件3件について順次御説明申し上げます。

議案第51号の海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に「死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（ただし、死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者並びに死亡した者の死亡当時において、配偶者、子、父母、孫、又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限るもの）」を加えるものであります。

議案第52号 海津市はばたき設置条例につきましては、海津市知的障害者通所授産施設条

例を全部改正するものであります。

知的障害者通所授産施設「はばたき」は、現在、障害者自立支援法に基づく経過措置中で、平成24年4月1日までに新サービス体系に移行しなければなりません。今回、条例を整備し、新サービス体系に合わせた障がい福祉サービスを展開するものであります。

なお、今後も特別支援学校卒業生等による利用者の増加が見込まれることから、定員の見直しを行うとともに、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を変更するものであります。

議案第53号の海津市税条例の一部を改正する条例につきましては、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るため、地方税法の一部を改正する法律が平成23年6月30日から施行されたことに伴い、改正するものであります。主な改正点は、租税罰則の見直し、税負担軽減措置の延長等であります。

次に、議案第54号の岐阜県市町村職員退職手当組合同規約の一部を改正する規約につきましては、岐阜県市町村職員退職手当組合の事務所の位置が変更になること、組合議員の選任方法が改正されること等を受け、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、決算案件15件について順次御説明申し上げます。

平成22年度海津市一般会計、特別会計、駒野奥条入会財産区会計、羽沢財産区会計及び企業会計の決算について、決算書別冊2により、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算におきましては、歳入決算額156億8,910万9,296円、歳出決算額141億4,870万2,947円で、歳入歳出差引額は15億4,040万6,349円ありますが、南部保育園改修工事事業を初め、12の事業におきまして、平成23年度に繰越明許をしておりますので、その財源を差し引きますと、実質収支は14億7,761万4,349円となっております。

次に、認定第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計、認定第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計、認定第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計、認定第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計、認定第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計、認定第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計、認定第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計、認定第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計におきましては、8特別会計全体の歳入決算額は103億6,743万4,748円で、歳出決算額は101億1,040万6,895円で、実質収支は2億5,702万7,853円となっております。

次に、認定第10号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計におきましては、歳入決算額は266万1,544円、歳出決算額は151万3,020円で、実質収支額は114万8,524円であります。

次に、認定第11号 平成22年度海津市羽沢財産区会計におきましては、歳入決算額は354万5,292円、歳出決算額は57万395円で、実質収支額は297万4,897円であります。

次に、公営企業会計決算の認定案件4件について御説明申し上げます。

認定第12号 平成22年度海津市水道事業会計決算につきましては、水道事業の業務量として給水戸数が1万3,369戸で、前年度比較41戸の増、年間総有収水量は437万612立法メートルで、前年度比0.6%の減であります。

収益的収支につきましては、水道事業収益が7億8,615万8,632円、前年度比1.3%の増であり、主なものは、水道使用料6億7,389万1,620円と一般会計からの繰入金1億500万であります。

一方、水道事業費用は7億2,421万2,571円、前年度比6.7%の減となり、この結果、経常収支の純利益は5,275万2,665円となりましたので、さらに一層、経費の削減等、注意を払いつつ運営していく所存であります。

資本的収支につきましては、資本的収入の負担金、補償金により4,499万2,500円、資本的支出は、配水管布設改良工事、消火栓設備工事、企業債償還金等により4億4,476万8,869円となり、3億9,977万6,369円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金で補てんいたしました。

次に、認定第13号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算につきましては、当施設の年間業務量の入所実績は1万6,397人（1日当たり44.9人）で、前年度比較672人の減、短期入所につきましては2,391人で、前年度比較536人の増となりました。

収益的収支につきましては、施設運営事業収益の施設介護料、一般会計繰入金等で2億3,439万6,576円、一方、施設運営事業費用は2億2,134万6,147円となり、この結果、当期純利益は1,305万429円であります。

資本的収支につきましては、資本的収入は429万円に対し、資本的支出は施設備品の購入及びボイラー取替工事に建設改良費で1,178万7,140円となり、749万7,140円の収入不足が生じましたが、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

次に、認定第14号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算につきましては、デイサービス利用者3,690人（1日当たり14.4人）、前年度比較217人の減となる業務実績によりまして、収益的収支の施設運営事業収益は、施設介護報酬、施設利用者負担金等で3,917万5,594円、一方、施設運営事業費用は3,710万4,610円となり、この結果、当期純利益は207万984円であります。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、施設備品の購入により7万8,435円となり、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

次に、認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきましては、入所者 3 万 3,354 人で前年度比較 711 人の増、短期入所者 1,921 人で同比較 278 人の増、通所リハビリ 5,468 人で同比較 491 人の増の業務実績によりまして、収益的収支の施設運営事業収益は、施設介護料、利用者等使用料等で 5 億 1,253 万 3,980 円となりました。一方、施設運営事業費用は 5 億 93 万 6,146 円となり、この結果、当期純利益は 1,159 万 7,834 円であります。

資本的収支につきましては、資本的支出のみでありまして、備品の購入、企業債償還金により 4,159 万 4,532 円となり、不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金により補てんいたしました。

以上、決算認定案件のうち、一般会計、特別会計及び財産区会計につきましては、別冊 3 により各会計における主要な施策の成果等説明書を提出しており、報告案件 1 件を含む各会計決算認定案件に対します監査委員の審査意見書につきましては、別冊 4、別冊 5 に付しております。

以上、提出いたしました議案につきまして提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松岡光義君） 報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから順次、質疑、採決を行います。

なお、報告第 8 号の平成22年度海津市土地開発基金の運用状況に関する書類の提出については、地方自治法第241条の規定による報告ですので、質疑、採決は行いません。

それでは、報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについて、これより質疑を行います。発言の通告がありましたので、発言を許します。

15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） おはようございます。

今回、会議規則51条の規定によりまして通告をさせていただきました。的確なる御答弁をいただけるものと期待をして、通告書の朗読をさせていただきます。今回は 6 件についてお尋ねをしております。

まず、1 番目。海津市の学校教諭に対して、岐阜県教育委員会と海津市教育委員会との相互関係は。

2 番目は、地方公共団体の長は、担当事務として、予算を調整し、及びこれを執行することと定めております。予算の調整をどのように行ったのか、また執行に当たり、再度適法であるか否かの確認はどのような方法でされましたか。

3 番目、教育総務費、節 21 寄附金 100 万円の積算根拠及び根拠法令についてお願いをいたします。

4 番目は、地方自治法では、地方公共団体は、公益上必要がある場合において寄附及び補

助をすることができる」と規定していますが、そのうち「公益上必要がある」とはどのように判断をされましたか。

5 番目、本件は専決処分——専決処分の内容については、その後、括弧内に示しておりますが——されて、議会が議決したのと全く同じ法律効果が発生しております。さて、今回の専決処分は、法の規定によるものとしてどのような経過をもって判断をされましたか。

6 番目、本件は何年何月何日に支出されましたか。

以上、市長、教育長、あわせて会計管理者に答弁をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。以上です。

○議長（松岡光義君） 星野勇生君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。

教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 星野勇生議員の、海津市の学校教諭に対して、岐阜県教育委員会と海津市教育委員会との相互関係はの御質問にお答えいたします。

地方における教育行政に関する事務は、地方自治の本旨に沿って、基本的には住民により身近な地方公共団体の事務とされております。特に義務教育においては、全国的に一定の教育水準の維持、向上を図る必要があるため、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を分担し、相互の連携、協力をしております。

役割については、文部科学大臣は都道府県教育委員会、市町村教育委員会に対し、都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言または援助を行うこと、市町村は学校等の設置、管理、学校においては教育の実施となっております。

市町村立小・中学校の教職員等については、給与費の額が大きく、財政力格差の大きい市町村の負担とすると教育水準の格差につながるため、義務教育における機会均等、教育水準の維持、向上を図る観点から、設置者負担主義の例外として都道府県が給与を負担し、任命権を有することとなっております。

市町村教育委員会に認められている事項は、任命その他進退について内申をする、サービスの監督をする。県費負担教職員であっても身分は市町村の職員であり、市町村立学校の教職員であることから、そのサービス監督は市町村教育委員会及びその管理のものの校長が行います。そして、研修を行う、勤務成績の評定を行う等があります。これは、広域的な人事により教職員の安定的な確保及び適正配置による市町村間格差をなくし、教育の機会均等を図るとの目的により、市町村立小・中学校の職員の人事行政に適正を期すためのものであります。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 2 番目の御質問にお答えをさせていただきます。

平成23年6月24日に、宮城県東松島市立矢本第二中学校へ派遣されている海津市の教諭から海津市教育委員会学校教育課へ届いた手紙について、教育委員会から報告を受けました。教育委員会では、教諭の文章を各学校へメール配信したほか、余剰備品がないか、すべての学校で調査を行うよう準備を進めておりました。そして6月30日に矢本第二中学校に出向き、校長、教諭から詳しい事情を聞きました。教育委員会と対応について協議を行い、予算額を決定し、急を要することから、専決処分により東松島市立矢本第二中学校の備品の支援を行うよう指示をいたしました。

執行については、他市の事例を参考に、地方自治法、地方財政法などの法令を確認し、東松島市と協議を行い、東松島市が設置した東松島市東日本大震災寄附金の口座へ振り込みを行いました。2番目の質問については以上でございます。

3番目につきましては、教育長が答弁をいたします。

○議長（松岡光義君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 寄附金100万円の積算根拠の御質問にお答えいたします。

東松島市立矢本第二中学校が被災され、大半の備品が津波で流されたり、使用ができなくなりました。授業にどうしても必要な備品を洗い出し、ユニセフ等、依頼をしまいましたが、多くの学校が被災し、備品の調達ができない状況でありました。海津市にも必要備品一覧表が届き、試算を行いましたところ、約146万円ほどになりました。全額とはいかず、146万円の一部の100万円とさせていただきました。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 根拠法令につきましては、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」によりました。また、他の地方公共団体に天災等が発生した場合に支出する見舞金については、その性質上から、市条例により定められた第26節寄附金によって経理されることが適当であるため、第26節寄附金といたしました。

4番目の御質問にお答えします。

地方自治の本旨の理念に沿って住民の福祉の増進を図るために、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う地方公共団体の執行機関として、住民の多様な意見及び利益を勘案し、決定を行うものであり、その決定は、事柄の性質上、当該地方公共団体の地理的、社会的、経済的事情及び各種の行政施策のあり方等の諸般の事情を総合的に考慮した上での政策的判断を要するものであることから、6月30日に矢本第二中学校に出向き、校長及び教諭から詳しい事情を聞いた結果、公益上必要があると判断をいたしました。

次に、5番目の御質問にお答えします。

6月30日に矢本第二中学校に出向き、校長及び教諭から詳しい事情を聞いた結果、その内

容、性質に照らし、急速に処理し、施行しなければならない必要性があつて、議会を招集して議決を待ったのでは時期を失すると判断し、地方自治法第179条、普通公共団体の長において、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときにより、専決処分を行いました。

6番目の質問に対しましては、会計管理者から答弁させます。

○議長（松岡光義君） 会計管理者 伊藤久義君。

○会計管理者（伊藤久義君） それでは、御質問6番目の災害支援寄附金100万円の支出年月日についてお答えをいたします。

この寄附金につきましては、平成23年7月13日に支出をいたしております。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 再質疑はありますか。

〔15番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 詳細に説明をいただきましてありがとうございました。しかし、少し疑問な点だけ確認をさせていただきます。

1番目に、教育長からお答えをいただきましたが、関係法令でいきますと確かにそういったことが記述されております。特に地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この中の37条、任命権、それから38条の内申、こういったことに関係がありますが、ただ、地方財政法、ここで検討されておるのでしょうか、どうでしょうか。

それから、2番目が、これも財政法に関係することではありますが、教育委員会との協議をして、教育委員会の意見というのはあったか、なかったのか。あったらお知らせください。

次に、3番目の100万円の根拠なんですけど、総額146万円見積り額が出ました。そのうち100万円を寄附することにいたしました。その物品の内容については全くお知らせされておりませんが、会計管理者として支出命令書の添付書類の中にそういったものがついておったかどうか。ついておったら公開をすべきではないのかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、4番目、公益上必要がある場合。いわゆる公益上とはどういうことなのか。先ほど、26条の寄附金が最も望ましいとおっしゃいました。議員の勉強する書籍はこれなんです。市長、こういうのを見られたことがありますか。この中に、寄附金とは、地方公共団体が公益上必要がある場合において支出する民法上の贈与に当たる経費をいっています。民法上では贈与に当たりますよということなんです。

それから、これは地方の財務事典というのが、それぞれ職員さんではわかりだろうと思うんですけども、寄附または補助をすることの公益上の必要性について、議会の認定、予算審議の段階において包括的にされるものである、こう書いておるんですね。いわゆる議会

に諮ってこういった寄附を定めていくほうが望ましいということが掲げてありますが、このことについてどう思われるのか。

ちなみに、民法第549条、贈与、「当事者の一方が自己の財産を無償で相手方に与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる。」と書いております。これは民法ですので、私的財産の場合、いわゆる松永市長が個人の財産をもって寄附をするのは御自由ですよ。しかし、二代表制の議会の中でこういった専決が可能なのかどうか、いささか疑問に思っておりますが、そのことについて市長のコメントをいただきたいと思います。

5番目の専決処分、これは今申し上げましたとおりであります。

次に、6番目の会計管理者がおっしゃいました平成23年7月13日に支出をした、これはどういった方法で対応されたのか。いわゆる新聞記事によると、後藤副市長が現地へ赴いたと書いてありますが、現金を持っていかれたのか、もしくはいわゆる東松島市の災害対策本部に送金をされたのか、いずれか御答弁をいただければと思います。

最後に、物品の当地、いわゆる東松島市の矢本第二中学校におけるこの物品の確認はされておるのかどうか。

以上、お答えください。以上です。

○議長（松岡光義君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 最初の地方財政法等の法令についてどうなのかということについてお答えいたします。

教育委員会としましては、関係法令として参考にしたのは、地教行法、それから学校教育法、それから義務教育国庫負担法、あるいは市町村立学校職員給与負担法等を参考にして考えましたんですが、この地方財政法につきましては、考えるときに参考にしておりません。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 先ほどもお話し申し上げましたが、6月30日に私は矢本第二中学校にお邪魔をいたしました。そのときの学校の状態、グラウンドの状態、校舎の状態、そして生徒たちの状態、そういったものを詳しくお話を承りました。当時、生徒は朝がおにぎり1個、そしてお昼も牛乳1個にパン1個、その中で全中に向けてこれから努力をしていくと、そういうようなお話を承りました。そういった観点から、この子たちを少しでも健全に育成ができると、そういった判断のもとに今回の寄附をさせていただいたわけでございます。

私ども、例えば災害が起きたとき、お互いに助け合おうと、そういうことは必要であろうと、このような判断をいたしましたわけであります。特にこの矢本第二中学校におきましては、牧野教師、この方は海津市南濃町駒野の出身の方でございまして、下多度小学校の教諭をしてお

られて、岐阜県の応援体制に最初に手を挙げられた方であります。そういった方からのお話をお聞きして、こういった応援、寄附ということになりましたけれども、これはほかの市のほうを勉強させていただいてさせていただいたわけでございますけれども、そういったことをさせていただきました。

公益上どうかということにつきましては、ただいまの答弁で御理解を賜りたいと、このように思います。

○議長（松岡光義君） 会計管理者 伊藤久義君。

○会計管理者（伊藤久義君） それでは、私のほうから２点の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、１点目の説明書の資料添付についてでございますけれども、この資料につきましては、目録が添付されておりまして、御質問内容の備品の詳細についての資料は添付されていません。

それと２点目の支払い方法についてでございますが、またこの支払い先につきましては、口座のほうに振り込んでおりまして、東松島市災害対策本部、東松島市長名の口座に振り込んでおります。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） それから、確認をしたかというお話がございましたが、これは牧野教諭から何を買ったかは御報告をいただいております、既に８月の末に、ことしは体育祭ができないとあきらめていた生徒たちがこの体育祭を行うことができた、そういった感謝のお手紙もいただいております。

内容につきましては御報告を、それはすぐできるものと思っております。

○議長（松岡光義君） 再質疑はありますか。

〔15番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） ありがとうございます。

今回の震災で、いわゆるテレビでは心と思いについて絶えず報道しておりました。したがって、市長のおっしゃる人道的な部分については、確かにおっしゃるとおりであります。

しかし、東北の震災は矢本第二中学校だけじゃないんですよ、その心を痛めておるのは。日本の皆さんが、外国も含めて、東北地方に頑張れと、そう述べておられるんですよね。たまたま県の教諭の派遣で第二中学校に牧野先生がお出かけになったと。その縁をいただいた関係もわかりますが、教育長、さっき申し上げたのは、財政法では、割り当てる寄附等の禁止が定めてあるんですよ。いわゆる職員でありながら、地方に向かって、こんなものが足りません、あんなものが足りませんということ自体が本来の先生のあり方としては好ましくない

いということをするわけですが、このことについて、今の教育長の考え方をお知らせいただければと思います。

最後に、このことについて議長には申し出をしてありますが、合併当時、151本の海津市の条例ができております。いわゆる日本の法治国家というのは、すべてのことは市民の幸せのために海津市の条例があるんです。公金であることをお忘れになると、こういった間違いが私は起きてくるんじゃないかなろうかなということを思いますので、最後に1点だけ。あわせて備品の公開、これが可能なかどうかお知らせください。以上です。

○議長（松岡光義君） 教育長 横井信雄君。

○教育長（横井信雄君） 牧野教諭がこういうものが欲しいというようなお話をしたということですが、今、星野議員がおっしゃいましたように、法令ではそうっておるということですので、やってはいけないことかなというふうには思いますが、ただ気持ちとして、こんなものあったらなとか、あるいは自分も現場におりましたときに、こういうものがあったらなというような、いろいろ物を集めたりしてお金にかえるとか、そんなようなことも考えておりましたので、昔は廃品回収と言っておりましたんですが、今は資源回収ですね。資源回収等で学校のためにお金を集めるというようなこともやっておりましたので、そういう点は十分気持ちとしてはわかるというふうに思います。備品等を集める工夫の一端で彼なりに思いついてやったのではないかな、そんなふうに考えております。以上です。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 何をお買いになられたか公開、それはもうすぐに公開できますので、公開させていただきます。

○議長（松岡光義君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これから報告第9号を採決します。この採決は起立によって行います。

報告第9号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（松岡光義君） はい、ありがとうございました。

総数17人、起立15人。起立多数であります。よって、報告第9号 専決処分の承認を求め

ることについては承認することに決定いたしました。

続いて、議案第49号から議案第54号までの6議案について質疑を行います。

初めに、議案第49号 平成23年度海津市一般会計補正予算（第4号）について質疑を行います。

発言の通告がありますので、発言を許します。

15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 今回も議案第49号 平成23年度一般会計補正予算（第4号）について、疑問な点をお尋ねしておきます。

1番目が、2款1項5目 財産管理費、これは補正予算書の8ページになりますが、用地購入費の具体的な面積と単価及び筆数、これについて御報告ください。それから、当初予算が組まれておりますが、予定の物件でありましょうか。

2番目が、9款1項2目 非常備消防費、11ページになりますが、あわせて9款1項4目 水防費、これは消防費の中で組まれておりますので、一緒にお尋ねしたいと思います。

非常備消防費で基金負担金の当初予算額に補正予算額をプラスすると1,913万7,000円となります。平成22年度当初予算額に対する差異、これはプラス598万3,000円となります。その根拠をお知らせください。

続いて、水防費であります。基金負担金の当初予算額に補正予算額をプラスすると517万4,000円となります。その根拠をお知らせください。ちなみに、補正予算（案）概要説明書によると水防団活動事業での増額となっているのは、だれのためなのでしょう。これだけお知らせください。お願いいたします。

○議長（松岡光義君） 星野勇生君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。

総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 星野議員のまず1点目の用地購入費の具体的面積及び単価並びに筆数はとの御質問でございますが、面積につきましては1,793.54平方メートル、単価につきましては、1平方メートル当たりの価格で1万2,220円、筆数につきましては8筆でございます。

また、当初予算の予定物件かとの御質問でございますが、当初予算の予定物件ではございません。以上でございます。

失礼いたしました。単価につきましては、1平方メートル当たり1万2,200円でございます。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 非常備消防費の公務災害補償基金負担金の増額補正予算額1,913万7,000円と平成22年度当初予算額との差額が598万3,000円となる根拠について御説明いたし

ます。

差額の説明の前に、補正を要するに至ったいきさつについて順を追ってお話をさせていただきたいと思います。

本市消防団員と水防団員の公務災害補償等につきましては、財団法人日本消防協会が運用する消防団員等公務災害補償等共済基金に全国の市町村と同様に加入をいたしておりますことは御承知のとおりでございますが、その共済基金におきまして、今回の東日本大震災で251人も消防団員の死者、行方不明者が発生したことから、災害補償等の支払いに深刻な財源不足が生じ、これまでであれば弔慰金、弔慰救済金、遺族援護金を合わせて約2,800万円の補償がなされていたものが、弔慰金と遺族援護金で約1,200万円の補償が限度となる事態となりました。

そのようないきさつから、日本消防協会は関係団体とともに、国に対してその財源確保について特段の措置を要望し、国においては、被災消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保するため、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令を一部改正し、市町村が共済基金に対し、平成23年度、今年度に限って、通常1人当たり1,900円の掛金を特別掛金として2万2,800円引き上げた2万4,700円支払うこととし、これに伴う市町村の負担増は特別交付税により財政措置されることが決定され、この旨、本年8月に総務省消防庁から都道府県を通じ通知があったところでございます。

さて、増額補正予算額1,913万7,000円と平成22年度当初予算額との差額が598万3,000円となる根拠でございますが、まず公務災害補償基金負担金の平成22年度と23年度の当初予算額の差額の内訳ですが、消防団員条例定数、共済基金の場合は、前年10月1日現在の条例定数が算定に用いられておりますが559人から407人へと、23年度、今年度になって減員になったことが条例定数に反映されましたので、そのようなことから320万7,000円の減額に今年度となりました。

今回の特別掛金等支払いに関する補正額が919万円でございますので、この補正額から、先ほどの減員による減額分320万7,000円を差し引きますと598万3,000円と相なりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（松岡光義君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 3点目の水防費についての御質問にお答えします。

先ほど消防長から今回の掛金差額の説明がありましたので、経緯については水防団員も同様となりますので、省略させていただきます。

水防費で基金負担金の当初予算額に補正予算額をプラスした額、517万4,000円の根拠につきましては、専任水防団であります海津市高須輪中水防団員の条例定数207人に特別掛金2万2,800円を掛けた額、472万円が補正額となり、これに当初予算額の45万5,000円を足した

額が517万4,000円になるものであります。

また、この増額はだれのためかについてでございますが、今回の東日本大震災による消防団員の死者、行方不明者は251名に上っており、その多くが公務中であつたため、消防団員等公務災害補償等共済基金に加入している全国の市町村に対し、平成23年度に限った特別な掛金を支払うことにより、被災した消防団員の公務災害補償の確実な実施を確保するためでございます。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 再質疑はありますか。

〔15番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 2件とも今回の東日本大震災によるいわゆる掛金の増ということで解釈をいたしますと、先ほど消防長は2万4,700円とおっしゃいました。今回の建設部長は2万2,800円、100円の差ですが、これはどういうことなのかなと思って聞いておりました。

ちなみに、水防団員が今回の災害で罹災したのかどうかというのは非常に疑問ですが、海津市は特例な場所でありまして、水防団が構成されておる関係かな、なんて勝手に思い込んでおりますが、そういった判断でいいのかどうか。

人数については207名、そうすると南濃水防団についてはこういった対応をしなくていいのかどうか。水防団ですので、その団への対応はいかがでしょうか。

その2点、お願いしたいと思います。

○議長（松岡光義君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 最初の金額の違いでございます。

私が申し上げましたのは、今年度、通常の掛金1,900円に引き上げられた2万2,800円をプラスして2万4,700円と申し上げましたので、実質上、予算から増額する分については、2万2,800円の人数分ということになります。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 南濃水防団員の件でございますが、南濃水防団員は消防団員も兼ねておりますので、消防団のほうから掛金を払うことになります。以上です。

〔15番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） この辺の判断のしようというのは難しいものだと思います。平成24年からそういった疑問な点はなくなるんですが、再度確認。23年度のみこの追加払いが生じるということで、建設部長、消防長、ともにそれで判断してよろしいか、どうでしょうか。

○議長（松岡光義君） 消防長 吉田一幸君。

○消防長（吉田一幸君） 今年度、23年度のみというふうにはっきり明記されておりますので、そのように認識しております。

○議長（松岡光義君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 消防長の言うとおりでございます。以上です。

○議長（松岡光義君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

〔8 番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 堀田議員。

○8 番（堀田みつ子） 一般会計のところの体育施設の部分の補正で、これはたまたま概要説明のところでは申し上げますと体育施設管理事業の増ということで、その中でも修繕費、それから改修工事費というのがありますが、バレー用ネット、そしてトレーニングマシン購入費というふうなのも入っておりますけれども、これはどのようなマシンで使用をどのように考えているのかということと、設置場所は南濃体育館というふうでよろしいのかどうかということとをまずちょっとお聞かせ願いたいんですけれども。もう少し詳しい内容をお願いします。

○議長（松岡光義君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 教育委員会の三木でございます。よろしくお願いいたします。

今、堀田議員さん御質問ありました件でございますが、今の修繕とか工事請負に関しましては南濃体育館のことなんですが、備品購入につきましてはそうではございませんで、バレー用ネットにつきましては、規格が新しくなったということから購入をさせていただくもの、あとトレーニングマシンにつきましては、武道館のほうに設置をする予定でございまして、4 台設置をする予定でございます。これにつきましては、お千代保さんの寄附金を一部充てたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

〔8 番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 堀田議員。

○8 番（堀田みつ子） そのトレーニングマシンは、どのようなトレーニングをするマシンなのかという。それとともに、やっぱり当然トレーニング用のマシンというのは、使い方次第によっては、そのトレーニングマシンによっても違うでしょうけれども、危険とまで、効果の問題があると思うんですね。結局、その武道館で、じゃ、これを管理する人なり、そういうこととかということは今回見られていないわけですね。どういようなことを考えて、じゃ、買えばそれで済むのかというふうなところはどのように考えられているのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思いますけれども。

○議長（松岡光義君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 失礼いたします。教育委員会の三木でございます。

トレーニングマシンにつきましては、一般的にローイングマシンと呼ばれるものでございまして、レガッタとかボートに使うことができる、あと、ほかにメジャーリーグとかサッカーとか、ああいったものの筋肉を増強するために使うことも可能ということでございまして、管理につきましては、今後、十分認識をつけていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔8番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 堀田議員。

○8番（堀田みつ子） 管理については、気をつけていきたいというちょっとあいまいなところであれなんですけれども、どのように、もう少し、すみません、お願ひします。

○議長（松岡光義君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 教育委員会の三木でございます。

ちょっとあいまいな表現で大変申しわけございませんが、簡単に動かすこともできるということから、十分に気をつけていきたいというあいまいな表現になってしまひますが、今後、管理につきましても検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（松岡光義君） ほかに質疑はございせんか。

〔14番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 渡辺議員。

○14番（渡辺光明君） 堀田議員に関連しての話でございますけれども、ちょっと私もこれについてお尋ねしたいと思っております。

これはどこかの諸団体とか、だれかから要望を受けて買おうと、そういうふうに使われたものなのか、それとも教育委員会でこれはぜひ必要なものだなというようなことで発案されて、購入することに補正を組んでやられたものなのか、そこら辺のことをちょっとお尋ねしたい。

それから、もう一つ、今、お千代保さんの寄附でということは、そういうふうに使われましたが、これは満額この機械に関して、マシンに対して満額その寄附の分で賄われるのか、そこら辺、もうちょっと詳細にお願ひいたします。

○議長（松岡光義君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 教育委員会の三木でございます。

日新中学校等においてボートのクラブがございしますが、そういったところで利用させてもらいたいと。あとは一般にも今後検討をしていきたいというふうに考えております。

それとすべて充てるのかということでございしますが、すべてではございせんので、一部を充てたいというふうに考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 渡辺議員。

○14番（渡辺光明君） 私がお尋ねしたのは、このマシンに対してお千代保さんから寄附を受けたお金のすべてという意味やなくて、マシンを購入する金額すべて、お千代保さんから寄附をされた一部を満額ここへ充てられるのか、どうでしょうか。

○議長（松岡光義君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 教育委員会の三木でございます。

この備品の購入につきましては、バレーボールネットがトータル140万、それからこのトレーニングマシンが50万ということでございまして、どこに充当されるかということではございませんで、トータルの格好で100万円を充当させていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（松岡光義君） ほかにございませんか。

〔5番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 六鹿議員。

○5番（六鹿正規君） 10款 教育費、2項 小学校費、それから3項の中学校費、この中で戸棚ガラス飛散防止対策工事費云々とありますけれども、これはどんな工事をなされるのか、それをまずお尋ねします。

○議長（松岡光義君） 教育委員会事務局長 三木孝典君。

○教育委員会事務局長（三木孝典君） 教育委員会の三木でございます。

この工事につきましては、先ほど震災のお話が出ましたけれども、理科室の戸棚等のガラスが薄い昔のガラスでございまして、中のものが地震のときに飛んでくる可能性があるよというふうに、先般、西濃教育事務所学校職員課の訪問のときに指摘をされました。

したがって、フィルムをガラス面に張らせていただいて、ガラス等が飛び散らないよということでフィルム等を張らせていただくというものでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 六鹿議員。

○5番（六鹿正規君） 多分そういうことだろうと思いました。私はなぜこういったことを尋ねるかといいますと、小学校のほうで277万5,000円、中学校のほうで331万円、フィルムの工事。行政とそれぞれの家庭とはまた違うかと思えますけれども、こういったことを学校の先生ではできないのかなと。先生にお願いして、それぞれの学校で先生がフィルムを買ってきて張るということではできないものなのかと。そうすれば随分金額のほうも違うと思いますよ。いろんなものが今、市販であります。お互いに今、大変財政難云々で苦慮しとるときです。それぞれが知恵を絞って、当然材料費はかかるとは思いますが、しかし、こういったこ

とに関して、もう少し自分たちでというような御努力もいただきたいなど、このことに関してはもう少し考慮していただきたいと思います。予算に関してももう少し考慮していただきたいと。

○議長（松岡光義君） 要望でよろしいですか。

〔5 番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 六鹿議員。

○5 番（六鹿正規君） いや、質疑ですので、あとの段階でまた考えます。

○議長（松岡光義君） そのほか質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第50号 平成23年度海津市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、議案第51号 海津市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結いたします。

続きまして、議案第52号 海津市はばたき設置条例についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、議案第53号 海津市税条例の一部を改正する条例についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、議案第54号 岐阜県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第49号から議案第54号までの6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号から議案第54号までの6議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定しました。

なお、審査は9月27日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、ここで認定第1号から認定第15号までの各会計の決算審査の結果につきまして、監査委員の報告を求めます。

代表監査委員 柴田清文君。

〔代表監査委員 柴田清文君 登壇〕

○代表監査委員（柴田清文君） それでは、審査結果の御報告を申し上げます。

平成22年度海津市一般会計、9つの特別会計等の歳入歳出決算及び基金の運用につきまして御報告を申し上げます。

去る7月7日から8月24日にかけて、会計諸帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成22年度海津市一般会計決算、平成22年度海津市クレール平田運営特別会計決算、平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算、平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算、平成22年度海津市国民健康保険特別会計決算、平成22年度海津市介護保険特別会計決算、平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計決算、平成22年度海津市下水道事業特別会計決算、平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算、平成22年度海津市羽沢財政区会計決算の10会計及び平成22年度海津市土地開発基金の運用状況は、関係諸帳簿の各計数と符合しておりまして、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしましたので、ごらんをいただきたいと思います。

引き続きまして、平成22年度海津市老人保健特別会計決算及び公営企業会計の平成22年度海津市水道事業会計決算、平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算につきまして御報告を申し上げます。

去る5月23日から7月15日までの間に、各会計の帳簿、証拠書類等の照合など、通常実施すべき審査を慎重に行いました。その結果、審査に付されました平成22年度海津市老人保健特別会計決算、平成22年度海津市水道事業会計決算、平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算、平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算、平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の5会計は、会計諸帳簿の各計数と符合しておりまして、誤りのないものと認めました。

なお、審査意見書をお手元に配付いたしておりますので、ごらんをいただきたいと思います。と存じま

す。

以上で審査結果の御報告といたします。

○議長（松岡光義君） 代表監査委員の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

最初に、認定第1号 平成22年度海津市一般会計決算の認定についての質疑を許可します。

発言の通告がありましたので、発言を許します。

16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 発言の機会をいただきましたので、発言通告書に従いましてお願いいたします。

まず、この内容につきましては、一般会計の決算の認定についてということで、内容は皆さんに配付してあるように、海津市土地開発基金の土地についてということで、次の事項について書面で提出を願いたい。各筆ごとに所在地、面積、地目、取得年月日、それから取得価格。

それから、引き続きまして、土地開発基金は、将来一般財源化が可能かどうか、あるいはそういう予定があるのかないのか、お尋ねをいたしたいと思います。それから、運用方法、特に具体的にということで、現在、土地の状況はどのようになっているのかということも含めまして御説明を願いたいと思います。

それから、この国営公園の土地につきましては、基本的には国交省に買い上げていただくというように私は聞いておったものですから、この公園用地の売却見込み、国交省への、こういったことについて具体的にお答えをいただきたい。

そして、これも昭和50年代か60年代ごろから事業が始まっておるわけでありましてけれども、大体どのくらいでこの事業は完了するのか、わかっておればそういった点についても具体的にお答えをいただきたいというふうに思っております。以上でございます。よろしく願います。

○議長（松岡光義君） 永田武秀君の質疑に対する執行部の答弁を求めます。

総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 永田議員のまず1点目の御質問でございますが、基金の保有地の一覧表の提出をということでございますので、用意させていただきましたので、今から配付をさせていただきます。

〔資料配付〕

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 次に、基金の将来一般財源化の予定は、また運用方法はとの御質問でございますが、海津市土地開発基金は、目的といたしまして、公用もしくは公共用に供する土地、または公共の利用のために取得をする必要がある

土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図ることを目的としております。したがって、その目的達成のため運営しておりますが、目的が達成された場合は基金総額を縮小することも可能でございます。一般会計への繰り入れを検討させていただきたいと思っております。

次に、運用方法はとの御質問でございますが、現金につきましては預金管理でいたしております。基金預金利子につきましては、土地開発基金への繰り出しを行っております。

また、土地開発基金の保有地の一部につきましては、既に行政財産として使用いたしております土地については、一般会計で順次買い戻しをさせていただいております。

また、試験田の地目で田となっております土地につきましては、近隣の地元農業法人等に草刈り等の管理委託として農作物を耕作することによりまして得た利益と相殺するほかに、海津市行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例に基づきまして、相当額として1,000平米当たり6,000円をちょうだいしております。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 建設部長 丹羽功君。

○建設部長（丹羽 功君） 国土交通省への公園用地の売却見込みは、それと最終目標年度はについての御質問にお答えします。

国土交通省への公園用地は、（仮称）大江緑道の整備の用地を指してみえると思いますが、当市としましては、国土交通省へ早期事業着手を要望しておるところでございます。国土交通省では、平成22年度から（仮称）大江緑道整備基本計画策定を開始され、平成24年度に都市計画の事業認可の予定で現在のところ進めていただいております。

現時点のスケジュールでは、平成25年度以降に事業着手の予定と伺っておりますので、国土交通省に用地を買い上げていただけるのはそれ以降になるかと思われます。

早期完成に向けて国土交通省に働きかけ、鋭意努力していきたいと思っておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 再質疑はありますか。

〔16番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） まず、これ、最初私も申し上げましたように、いわゆる……。そして僕は書いてほしかったんやけれども、取得年月日、これってどこに書いてある。質問の中にも取得年月日を書いてもらうようお願いしてあったんですけども、どこに書いてありますか。

○議長（松岡光義君） 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 年月日までではございませんが、取得年度につきましては、左の2番目の枠に年度が表示してあります。その年度に取得をして

おるということでございます。

〔「ほんなら質問を続けさせてください」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 私は、海津町時代からでございますけれども、長い間アクアワールド周辺のいわゆる国営公園をつくるということで、代替地だとか公園用地に用を供するという事で、海津町時代の開発公社が先行取得をされたということで、その後、大変事情が変わってきて、この合併後、余り土地の動きがないような気がするわけであります。

したがいまして、もう少し具体的にお尋ねをいたしたいんですけれども、まず合併後、開発公社がなくなったもので、なかなかこういったことが私たちもわかりにくくなってきたということで、合併後今日まで、大体国交省にまずどのくらいの面積を買い上げていただいたかどうか。

それから、もう一つは、これを先行取得するについては、事業を進展させながら行政が先に買って、その用に供するようにやられたことは当然だと思いますので、そのことをとやかく言うんじゃないくて、そのときに大事な問題は、国交省が要するにそれについて先行取得すると。そしたら、このように後でどのぐらいで買いますよとか、こういった具体的な話が本当にどのようにあったのかなということも1つお願いをいたしたいなと。

社会情勢の変化によって変わってきたことは私もよくわかりますけれども、当然、そのときにお国との約束があって海津町は先行取得をされたとは私は思っておりますし、したがってそういった約束事が一体具体的にどのようになっておって、そして、さらにそれがどのように、要するに現在、これから行われていくのか、そこらあたりのことの経過について具体的にお尋ねをしたいと思っております。

さらに、これ、トータル的にリバーサイド公園用地ということになると相当な面積なわけでありましてけれども、その中で、例えば雑種地だとか、宅地だとか、田んぼだとか、いろんな地目があるのでありますけれども、まず官が試験田以外の田というものを持てるものかどうか。

それから、当然、角山の3筆の宅地——宅地というのは既に建物が建っていないと、登記上、私の知る範囲には宅地にならないというふうに思っておりますので、既にこの上には建物が建っておるのか、現況が要するにどうなっとなるかということも具体的にということで、雑種地だとか宅地ということになれば、そういったものは当然、もともと地目は田であったように記憶しておるんですけれども、それがこういうふうに変わっておるというのは、具体的にどんなものが建って、どうなっとなるのかということもあわせて御説明を願いたいなというふうに思っております。

それと、あともう一つお尋ねするんですけれども、要するに大江川がありまして、それか

ら西側の細長い、中江川だと思うんですけれども、あの間が私の記憶では一部先行取得され、なかなか事業認可がおりないというようなことで、海津町時代に困ったという話を私は聞いたことがあるんですけれども、その土地というのはこの中に入っておるか、入っていないか、それも具体的にひとつお答えをいただきたいというふうに思っております。

そんなようなことにつきまして、ちょっとできるだけ、範囲が広いものですから、具体的にひとつ先ほど申し上げたような点についてお願いしたいのと、それからさっきちょっと聞き漏らしましたけれども、なかなか私もよくわからんのですけれども、いつごろまでにというようなことはなかなか目安が立たないと思うんですけれども、ただ、これ、だらだらとやっておることもいいのか悪いのか。

そして恐らく取得したときよりは、どんどん土地の評価というのは私はもう下がってきておると思うんですよね。この基金の報告の中でも取得価格で計算してあるものですから、大変な価格でありますけれども、恐らくそれぞれだけの価値がないということになると、やっぱりこのあたりも大変問題があると思いますので、このあたりのいわゆる交渉の進捗度合い。

それから、さらには、大体いつごろまでに何とかなるんやないかというような、これ、本当に大きなものでありまして、恐らく事業開始からもう20年か二十何年たっておるんじゃないかな、もっとたつとるのかなというような気がいたしますので、そのあたりをできるだけひとつ具体的にお答えをいただきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松岡光義君） 総務部長 福田政春君。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） まず、国営公園用地に関しまして、国交省のほうへの売買等、動きがあったかということでございますが、合併以後につきましては、土地の異動というのはございません。

また、長良川サービスセンター用地につきましての地目で、田等の地目で残っているというところでございますが、まず宅地の地目であります土地につきましては、サービスセンター北の堤防下の現水防倉庫等が一部建設されておりますが、信号機から北への堤防下の一画地の用地が宅地として表示されておりますほか、サービスセンター西側の高台になっております公園の用地につきまして、地目が宅地となっております。以降、駐車場または道路等で順次整備をしてまいっております。現況が整備された後に地目を変更させていただくという手続をとらせていただいております。整備が終わりました時点で、地目を田から雑種地または補修用道路等に変更させていただく予定でございます。

次に、中江川、大江川の間の用地につきまして、一部取得等があるかということでございますが、この基金で持っております今お示しをいたしました一覧表の中で、万寿新田の試験田用地として万寿新田字江上の字がございます。その字の部分については、この中江川と大

江川の間の用地でございます。すべて現在は市が取得をいたして市の名義となっております。

○議長（松岡光義君） 再質疑ありますか。

○議長（松岡光義君） 永田議員。

それから、もう一点は、いわゆるこの先行取得に当たって、要するに、当然、公園用地としての事業認可をもらって先行取得をしておるので、この用地については、その目的以外には使えるのか使えないのかということについても、ちょっと具体的にお答えをいただきたい。

のでこういう形になっておるとは思うんですけれども、こういったものを例えば事業目的以外に売却してどうこうができるのかどうか。

それで私の思いとしては、もう土地の価格もどんどん下がっていく、非常に市の財政も厳しい、こういった中での国への買い上げのある程度目安についての、やっぱり行政としては勇気ある私は決断をしなきゃいけない時期が来るのではないかなという思いがいたしますので、そういった意味では、今すぐではありませんけれども、やはりいつまでも、形としては塩漬けの土地だと私は思うんです。ぜひひとつそういった点もやっぱり長く考えながら、この問題については私は取り組んでいただきたいと思いますので、市長さん、このことについてだけ市長の決意を、しっかり国交省には交渉していただきたいと思いますけれども、しかし、どうにもならんときにはどうするんやということを、ひとつ市長の決意をお尋ねして、もう私の質問は終わりたいと思います。

○議長（松岡光義君） 市長 松永清彦君。

○市長（松永清彦君） 永田先生、長いことこの土地のことについては御質問をなさっておられると聞いておりますので、私より詳しいのではないかと、このように思います。

その中で、事業として認定してもらわなければこの土地の購入はしてもらえないということとであります。したがって、その事業を起こすと、そういう努力を私は市長になってから懸命にやってきました。それが、現在、大江緑道ということでございます。この大江緑道が計画どおりにいけばよろしいんですけれども、計画どおりにいくように一生懸命努力をさせていただきたいと思います。そして買い上げていただいた暁には、非常にアメニティーに富んだ大江緑道になることを期待いたしております。

そしてすべての土地を、じゃ、国土交通省に買ってもらえるのか、それは多分どういう絵を描くか、計画をするか、そういったことにも係っておるだろうというふうには今は認識しております。そのために、決意としては、全力をもって大江緑道の事業認定化に向けて努力してまいりたいと思いますので、議員各位の応援もひとつよろしくお願いを申し上げたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

〔「それから、目的外の売却ができるかどうかだけ」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 福田部長。

○総務部長併選挙管理委員会事務局書記長（福田政春君） 公園関係の用地につきましては、すべて国のほうの事業ということで、当市の事業としては取得をいたしておりません。その関係上、取得時におきます事業の認可等につきまして、当市としてはどういう目的で、どういう事業で取得をするという事業認可等は取っておりませんので、一般の用途として取得をいたしております。

それで、今後の目的の変更ということでございますが、事業認可等を受けておらない用地

であります以上、また将来的に目的等が変わるということも可能ではございます。以上でございます。

○議長（松岡光義君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑はないものと認めます。よって、質疑を終結します。

これより休憩をいたします。10分間休憩をいたします。11時5分まで休憩いたします。

（午前10時52分）

○議長（松岡光義君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前11時07分）

○議長（松岡光義君） 続きまして、認定第2号 平成22年度海津市クレール平田運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第3号 平成22年度海津市月見の里南濃運営特別会計決算の認定についての質疑を許可します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑がないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第4号 平成22年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第5号 平成22年度海津市国民健康保険特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第6号 平成22年度海津市老人保健特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第7号 平成22年度海津市介護保険特別会計決算の認定についての質疑

を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第8号 平成22年度海津市後期高齢者医療特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第9号 平成22年度海津市下水道事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第10号 平成22年度海津市駒野奥条入会財産区会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第11号 平成22年度海津市羽沢財政区会計決算の認定についての質疑を許可します。ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第12号 平成22年度海津市水道事業会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔7番議員挙手〕

○議長（松岡光義君） 山田勝議員。

○7番（山田 勝君） この水道事業会計の決算を見せてもらったんですが、石綿管の状況についてちょっとお尋ねしたいんですが、現在、福江その他について510メートルかえたと、そんなことが、私、目に映ったんですけれども、もちろんそれで終わりじゃないということで、残っておるのはどのくらいのメートルが石綿管で現在も使用されておるのかということをお教えいただきたいんですが。お願いします。

○議長（松岡光義君） 水道環境部長 高木武夫君。

○水道環境部長（高木武夫君） 現在の石綿管の状況でございますが、今年度、県道木曾三川公園線で910メートルほど工事のほうを行います。それが終わりますと、今年度末で約900メートルぐらいが残るということでございます。

○議長（松岡光義君） よろしいですか。

〔「はい、ありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） そのほかございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第13号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑がないものと認めます。質疑を終結します。

続きまして、認定第14号 平成22年度海津市介護老人福祉施設事業デイサービスセンター特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結します。

続きまして、認定第15号 平成22年度海津市介護老人保健施設事業特別会計決算の認定についての質疑を許可します。質疑ございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松岡光義君） 質疑ないものと認めます。質疑を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号から認定第15号までについて、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、当委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第15号までの15議案について、6人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名します。

指名する決算特別委員会を議会事務局から発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは、6名の決算特別委員を発表させていただきます。

1番 伊藤秋弘議員、2番 山田武議員、4番 浅井まゆみ議員、5番 六鹿正規議員、8番 堀田みつ子議員、13番 飯田洋議員、以上でございます。

○議長（松岡光義君） お諮りします。ただいま指名いたしました諸君を決算特別委員に選任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松岡光義君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました6名の諸君を決算特別委員に選任することに決定しました。

ただいま決算特別委員会に付託しました議案につきまして、9月27日までに審査を終了し、議長に報告をお願いします。

ここでしばらく休憩をいたします。委員会室にお集まりください。休憩の間に決算特別委員会の正副委員長との互選をお願いいたします。

暫時休憩をいたします。

（午前11時15分）

○議長（松岡光義君） 休憩前に続き、会議を開きます。

（午前11時30分）

○議長（松岡光義君） ここで、決算特別委員会の正副委員長が決定しましたので、議会事務局長より発表させます。

議会事務局長。

○議会事務局長（大橋茂一君） それでは、正副委員長を発表させていただきます。

決算特別委員会委員長に六鹿正規議員、副委員長に伊藤秋弘議員、以上でございます。

◎請願第2号について

○議長（松岡光義君） 日程第26、請願第2号について。

平成23年9月7日に受理しました請願は、会議規則第132条第1項の規定により、お手元に配付してあります請願文書表のとおり総務委員会に審査を付託しますので、よろしく願いをいたします。

なお、審査は9月27日までに終了し、議長に報告をお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（松岡光義君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。本日はこれをもって散会します。

また、次回は9月12日に再開しますので、よろしくお願いをいたします。御苦労さまでした。

（午後11時32分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成23年9月9日

議 長 松 岡 光 義

署 名 議 員 浅 井 まゆみ

署 名 議 員 六 鹿 正 規